

## 内部通報制度に関する規程

### (目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会（以下「本協会」という。）の倫理規程等の諸規程または法令等に抵触する可能性のある事案（以下「通報事案」という。）に関する通報もしくは相談の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 本規程において定める仕組みの名称を「日本スポーツチャンバラ協会コンプライアンスホットライン」（以下「ホットライン」という。）とする。

### (通報・相談窓口)

第3条 通報・相談の受付窓口（以下「内部通報窓口」という。）は、別表の通りとする。

### (通報者・相談者)

第4条 ホットラインの利用者は本協会の選定会員・本部会員、その親権者や代理人等のこれに準ずる者、および本協会ならびに本協会の加盟都道府県・市区町村協会の役員とする。

### (通報・相談の方法)

第5条 内部通報窓口への通報・相談は、実名とし、インストラクター登録番号もしくは所属する団体名、連絡先を記載の上、封書にて行うものとする。

2 ホットラインの利用方法は、本協会のホームページや広報誌等に掲載し、その周知を図るものとする。

### (不当な通報・相談の禁止)

第6条 通報・相談は、本協会の登録者等、および本協会ならびに本協会の加盟団体の役員等における不正行為等が存在し、または存在すると合理的に信ずる場合のみに行うものとし、個人的利益のみを図る目的、私怨または誹謗、中傷を目的とした通報・相談は行ってはならない。

### (本協会の対応)

第7条 内部通報窓口に通報・相談された全ての通報事案は、法曹関係者である常任理事（以下「担当理事」という。）に報告され、担当理事が内容を精査の上、関係者と協議し、必要に応じて特別対策チームを設けて対応を指示するものとする。

(協力義務)

第8条 通報事案の対象とされた個人や団体等は、通報事案の対象とされた事実内容の調査に際して協力を求められた場合には、特別対策チーム等による調査に協力しなければならないものとする。

(通報者への報告)

第9条 担当理事は必要に応じて、内部通報窓口を通じて通報者に対して、対応方針および対応結果を報告するものとする。

(通報者の保護)

第10条 本協会は、通報者が通報等をしたことを理由として、通報者に対するいかなる不利益となる取り扱いも行わないように、適切な措置を講じ、また関係団体にこれを講じさせるものとする。

2 本協会は、通報者に対して不利益となる取り扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、本協会所定の規程等に従って、相当な処分を課することができるものとする。

(守秘義務)

第11条 本規程で定める通報事案に関与した全ての者は、調査対応において必要な場合を除き、通報者の氏名等個人の特定されうる情報、通報事項および調査内容を他に一切開示してはならない。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

- 1 この規程は平成28年1月1日より施行する。
- 2 この規程に定める事項は、第1条に掲げる目的の達成のために定期的に見直しを行うものとする。

(別表) 内部通報窓口の受付担当弁護士

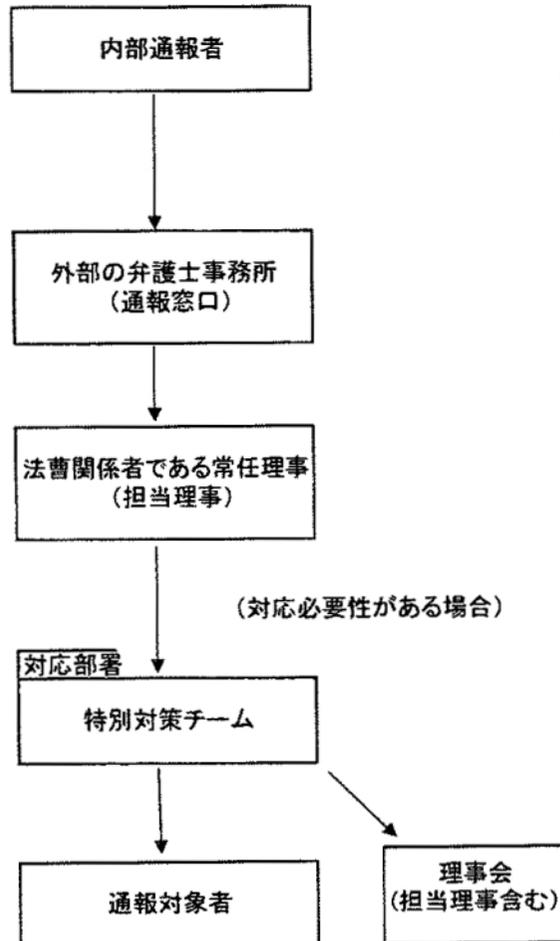
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-12-2 クロスオフィス渋谷 702

渋谷アクア法律事務所 水野太樹 弁護士

### 内部通報制度(日本スポーツチャンバラ協会コンプライアンスホットライン)

- ・当協会における倫理規定違反や法令等に抵触する可能性のある事案の早期発見と是正を図ることを目的とする。
- ・通報・相談できるのは本協会の選定会員・本部会員、その親権者や代理人等のこれに準ずる者、および本協会ならびに本協会の加盟都道府県・市区町村協会の職員とする。

#### ○通報から対応までの流れ



#### ○通報制度の運用

- ①情報の匿名性を担保にするため、一次受付は外部弁護士事務所が受付。  
(通報は封書にて受付)
- ②外部弁護士事務所に通報された事項は、全て法曹関係者である常任理事に報告。
- ③法曹関係者である常任理事は当該事項の内容・特性に応じて関係者と協議した上、必要に応じて特別対策チームを設置し、対応を依頼。
- ④特別対策チームは通報対象者等に事実確認、調査を実施。
- ⑤特別対策チームは通報事項についての調査の進捗、結果を法曹関係者である常任理事に報告。
- ⑥法曹関係者である常任理事は、必要に応じて、理事会にて対応方針を検討。
- ⑦特別対策チームは通報対象者に対応事項を通知し、不服申立てがあれば受付。
- ⑧決定した処分を理事会に報告する。
- ⑨法曹関係者である常任理事は調査結果、対応結果を外部窓口の弁護士事務所に報告。
- ⑩調査結果、対応結果を内部通報者に必要に応じて法曹関係者である常任理事がフィードバック。